

温暖化防止いわて県民会議 役員の改選について

1 趣旨

会則第7条の規定により、2年とされている役員の任期が満了を迎えることから、総会において新たに役員の選任を行うもの。

【参考】温暖化防止いわて県民議会会則（抜粋）

（役 員）

第5条 県民会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

2 会長は、総会において選任する。

3 副会長は、会長が指名する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたことにより就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

2 任期

令和7年6月16日から令和9年度総会の日まで

3 役員

区分	役 員		（参考）R5～6 役員	
	団 体 名	氏 名	団 体 名	氏 名
会 長	岩手大学	学 長 小川 智	岩手大学	学 長 小川 智
副 会 長	岩手県商工会議所連合会	会 長 谷村 邦久	岩手県商工会議所連合会	会 長 谷村 邦久
	岩手県消費者団体連絡協議会	会 長 川村 元	岩手県消費者団体連絡協議会	会 長 川村 元